

福 指 号 外
令和7年12月19日

各介護サービス事業者様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

介護保険施設・事業所の指定申請等手数料の改正について（通知）

日頃、介護保険制度の円滑な運営に御協力いただきありがとうございます。

さて、静岡県では、令和7年12月議会で静岡県手数料徴収条例の改正を行い、県が指定権者である介護保険施設・事業所が指定申請等を行う際の手数料を下記のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

記

1 改正となる手数料の名称及び金額

別表のとおり

2 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

今回の手数料の改正対象となるのは、県が指定権者である介護保険施設・事業所のみです。政令市及び各市町が指定権者である介護保険施設・事業所については、対象外となりますので御注意ください。

担当 介護指導第1班
電話番号 054-221-3243

(別表)

手数料の名称	金額	
	改正前	改正後
指定居宅サービス事業者指定申請手数料	2万円	1万9,700円
指定居宅サービス事業者指定申請手数料（共生型）	1万円	9,600円
指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	1万円	9,200円
指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料（共生型）	6,000円	5,900円
指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	1万5,000円	1万4,800円
指定介護予防サービス事業者指定申請手数料（共生型）	7,000円	6,700円
指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	8,000円	7,200円
指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料（共生型）	5,000円	4,900円
指定介護老人福祉施設指定申請手数料	3万円	2万9,700円
指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	1万5,000円	1万4,100円
介護老人保健施設開設許可申請手数料	6万3,000円	6万2,800円
介護老人保健施設変更許可申請手数料	3万3,000円	3万2,000円
介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	2万円	1万8,100円
介護医療院開設許可申請手数料	6万3,000円	6万2,800円
介護医療院変更許可申請手数料	3万3,000円	3万2,400円
介護医療院開設許可更新申請手数料	2万円	1万8,100円

件名：【静岡県から】介護保険施設・事業所の指定申請等手数料の改正についてのお知らせ

各介護サービス事業者様

日頃、介護保険制度の円滑な運営に御協力いただきありがとうございます。

さて、県では、令和7年12月議会で静岡県手数料徴収条例の改正を行い、令和8年4月1日から県が指定権者である介護保険施設・事業所が指定申請等を行う際の手数料を改正することとしました。

詳細は、県ホームページに掲載しましたので、下記URLから御確認ください。

○県HP

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040737/1072861/1078726.html>

※今回の手数料の改正対象となるのは、県が指定権者である介護保険施設・事業所のみです。政令市及び各市町が指定権者である介護保険施設・事業所については、対象外となりますので御注意ください。

お問い合わせ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局

福祉指導課介護指導第1班

電話番号 054-221-3243

メールアドレス fukushishidou@pref.shizuoka.lg.jp